

○東京藝術大学毒物及び劇物取扱要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成17年6月15日 平成25年10月24日

(目的)

第1条 この要項は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に準拠し、本学において保管、使用する毒物及び劇物について、保健衛生上の危害防止のために必要な管理を行うことを目的とする。

(毒物及び劇物の管理体制)

第2条 安全衛生管理者（東京藝術大学安全衛生管理規則第12条に規定する各課長及び事務長をいう。以下同じ。）は、当該部局における毒物及び劇物の受入、保管、使用、運搬、廃棄等の安全管理について、責任を負うものとする。

2 安全衛生管理者は、毒物及び劇物保管庫の鍵の保管について、責任をもって管理するものとする。

3 安全衛生管理者は、管理の万全を期すため、当該部局の所属職員の中から研究室等ごとに保管責任者及び使用責任者を命ずるものとする。

4 安全衛生管理者は、前項の保管責任者及び使用責任者を命じた場合は、毒物及び劇物の保管責任者等の命免簿（別紙様式1）を作成するものとする。

5 保管責任者は、安全衛生管理者の業務を補佐し、安全衛生管理者が不在の場合は、当該研究室等における安全衛生管理者の職務を代行する。

6 保管責任者は、当該研究室等における毒物及び劇物保管庫の鍵を保管する。

7 使用責任者は、毒物及び劇物の受払いの都度、受払簿（別紙様式2）に受払いの内容を記載し、保管及び使用状況を明らかにするものとする。また、保管している毒物及び劇物の数量について、定期的に受払簿と照合して確認するものとする。

8 使用責任者は、当該毒物及び劇物の使用中の安全管理に責任を負うものとする。

(毒物及び劇物の収納容器の保管方法)

第3条 毒物及び劇物を収納する容器は、当該毒物及び劇物の性質に適応し、かつ、破損、腐食等のしない材質のものを使用するよう配慮するものとする。

2 毒物及び劇物の保管に際しては、次の事項について配慮するものとする。

(1) 容器は、密縫して保管すること。

(2) 容器の多段積みを避けること。

(3) 容器は、錠を備えた保管庫に保管すること。

(4) 保管庫は、金属製ロッカー等により専用とし、一般薬品とは別の保管とすること。

(5) 保管庫は、引き違い戸のものであること。なお、観音開きのものである場合は、震動により戸が開くのを防止するための止金を設けたものであること。

(6) 保管庫は、容器の接触、転倒及び落下を防止するための措置が講じられたものであること。

(7) 容器を収納した保管庫の戸は、必ず施錠しておくこと。

(8) 研究室、実験室単位で保管庫の区分及び配列方法を考え、危険、火災防止等のため、保管庫は建築物の壁・柱等に固定すること。

(保管庫及び容器の表示)

第4条 毒物及び劇物の保管庫及び容器には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示するものとする。

(使用上の留意事項)

第5条 使用する物質及び生成物の性状、特に発火性・爆発性のものについては、十分留意して取り扱うものとする。

2 危険な物質を使用するとき又は危険性の高い実験等を行うときは、予め次のような災害の防護手段を考え、万全の準備をして行うものとする。

(1) 生成物が危険物質であると予想されるときは、予め少量で実験を行うこと。

(2) 火災や爆発の恐れのあるときは、消火器等を用意すること。

(3) 毒性のあるときは、ゴム手袋、防護マスク等を着用すること。

(4) 爆発、火災の発生又は急性中毒の起こる可能性がある実験は、単独で行わないこと。

(緊急時の措置)

第6条 実験室において、危険物の取扱中に火災、地震等による災害の恐れを覚知した場合は、直ちに実験等を中止するとともに、次の措置を講じるものとする。

(1) 使用中の火気の始末及び消火の確認

(2) 使用中の危険物の保管庫等への収納

(3) 混合発火する恐れのある危険物を取り扱っている場合は、これら危険物の混合を防止するための措置

(4) 保管庫の鍵の確認

2 安全衛生管理者は、毒物及び劇物の盗難、紛失、その他不測の事態が生じた場合は、直ちに安全衛生管理責任者（東京藝術大学安全衛生管理規則第11条に規定する部局長）を経由して学長に届け出るものとする。

(毒物及び劇物の廃棄方法)

第7条 毒物及び劇物の廃棄については、毒物及び劇物取締法第15条の2及び施行令第40条によるものとする。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、学生が作品制作等で使用する毒物及び劇物の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成16年4月1日から実施する。

2 東京芸術大学劇物及び劇物取扱要項（平成10年12月17日学長裁定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

別紙様式 1

毒物及び劇物の保管責任者等の命免簿

東京藝術大学毒物及び劇物取扱要項第2条第3項により、保管責任者及び使用責任者となることを命じます。

部 局 名	
管理責任者(物品管理官)	
研 究 室 等 名	

区 分	命 免 年 月 日	保 管 責 任 者	命 免 年 月 日
命・免	年 月 日	印	印
命・免	年 月 日	印	印
命・免	年 月 日	印	印
命・免	年 月 日	印	印
命・免	年 月 日	印	印
命・免	年 月 日	印	印
命・免	年 月 日	印	印

(注) 保管責任者は使用責任者を兼ねることができる。

